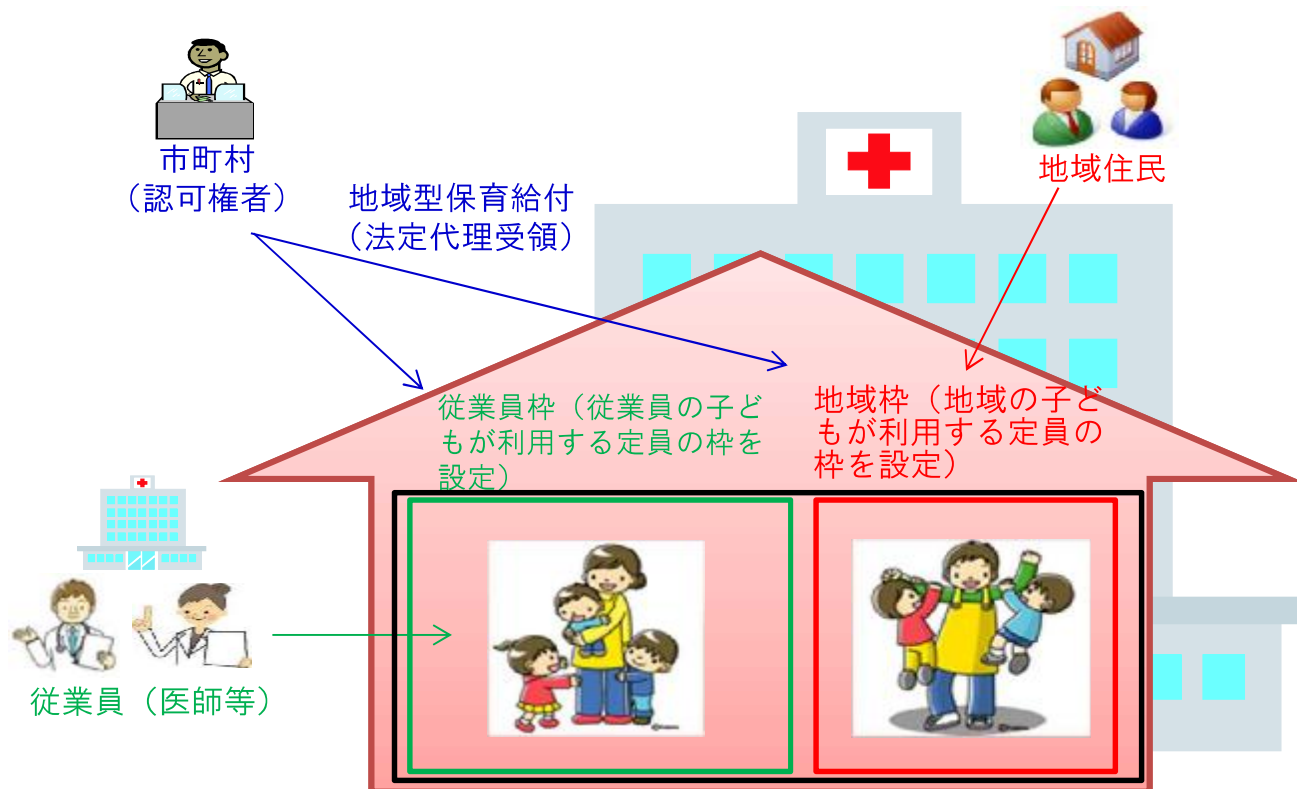


① 子ども・子育て支援新制度における
事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の概要

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを受け入れる事業所内保育施設について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とすることにしています。
- 給付は、利用者の居住地市町村から支給されることとなるため、事業者は、利用者の各居住地市町村から、子ども・子育て支援法第43条に規定する確認を受けた上で、それぞれに費用請求を行う必要があります。



<事業の申請先>

市町村（認可権者）

<主な要件>

- ・認可基準等の遵守
- ・地域枠の設定
※地域枠の子どもは市町村が利用調整
- ・応諾義務
※利用調整を経た地域枠の子どもの受入義務（地域枠の範囲内）
※利用者（従業員、地域住民の子どものいずれも）は、市町村より給付の支給認定を受ける必要がある。
※利用者は、原則3歳未満児

<利点・活用例>

- ・安定した財政支援
※利用する子どもの数に応じて市町村から費用が支払われる。（義務的経費）
- ・複数企業で共同設置可能
- ・利用者数が減少している施設では、空き定員が活用できる。
- ・院外の保育施設に委託して実施することも可能

事業所内保育事業の認可基準について（主なもの）

		定員20人以上	定員19人以下	
			小規模A型の基準	小規模B型の基準
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名
	資格	保育士 ※看護師、幼稚園教諭等の特例有	保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	1/2以上が保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで） ※保育士以外の者は研修修了が必要
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
		処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員

- ※ 事業所内保育事業は、原則0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。（事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象）
- ※ 原則0～2歳児までの事業であるが、従業員枠の子どもについては、保護者の希望に応じて柔軟な利用が可能であり、その場合は特例地域型保育給付が支給される。（地域枠の子どもについても、受け入れ先の保育所等に空きがない場合については特例給付による利用が可能）
- ※ 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。（令和7年度まで）
- ※ 給食の提供に当たっては、事業所に附属して設置する調理施設において調理することも可能。

定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員
1名～5名	1名	16名～20名	5名	41名～50名	12名
6名・7名	2名	21名～25名	6名	51名～60名	15名
8名～10名	3名	26名～30名	7名	61名～70名	20名
11名～15名	4名	31名～40名	10名	71名～	20名

※子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、自社で雇用する労働者の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども（地域枠）」を受け入れることを要件としており、上記は事業所全体の定員規模に対して最低限設定が必要な「地域枠」の規模を示したもの。
 なお、上記は、国として示す全国的な基準であり、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることが可能。

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしています。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

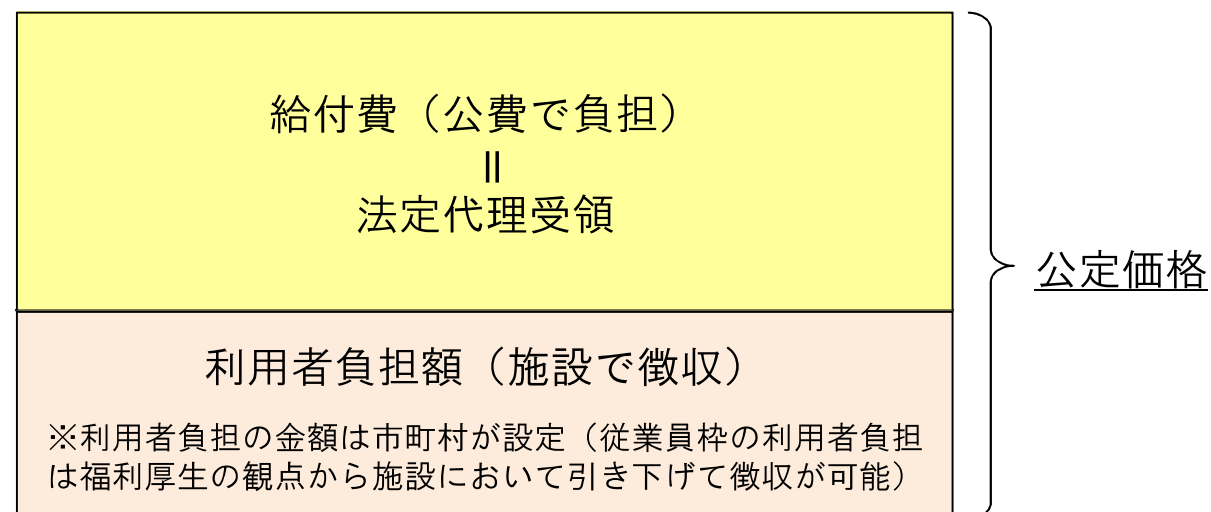
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

【イメージ】 ≪施設型給付・地域型保育給付≫



令和元年度事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）の公定価格 ※その他地域の場合

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤		従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算Ⅰ		管理者設置加算 ⑨	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑩		休日保育加算 ⑪	夜間保育加算 ⑫			
				保育標準時間認定 基本分単価 (注)	保育短時間認定 基本分単価 (注)		保育標準時間認定 (注)	保育短時間認定 (注)		処遇改善等加算Ⅰ (注)	処遇改善等加算Ⅰ (注)		処遇改善等加算Ⅰ (注)	処遇改善等加算Ⅰ (注)		
その他地域	5人まで	3号	1,2歳児	258,930 (324,850)	247,830 (313,750)	⑥×84/100	2,480 (3,130) × 加算率	2,370 (3,020) × 加算率	76,330 + 760 × 加算率	131,850 (65,920)	1,310 (650) × 加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 234,800 211人~ 279人 251,100 280人~ 349人 283,800 350人~ 419人 316,400 420人~ 489人 349,100 490人~ 559人 381,800 560人~ 629人 414,400 630人~ 699人 447,100 700人~ 769人 479,800 770人~ 839人 512,400 840人~ 909人 545,100 910人~ 979人 577,800 980人~ 1,049人 610,400 1,050人~ 643,100	各月初日の利用子ども数	+ 84,630 + 790 × 加算率		
			乳児	324,850	313,750		+ 3,130 × 加算率	+ 3,020 × 加算率		+ 65,920	+ 650 × 加算率					
	6人から12人まで	3号	1,2歳児	152,430 (218,350)	147,810 (213,730)		+ 1,420 (2,070) × 加算率	+ 1,370 (2,020) × 加算率		+ 131,850 (65,920)	+ 1,310 (650) × 加算率				+ 31,800 + 310 × 加算率	
			乳児	218,350	213,730		+ 2,070 × 加算率	+ 2,020 × 加算率		+ 65,920	+ 650 × 加算率					
	13人から19人まで	3号	1,2歳児	124,410 (190,330)	121,490 (187,410)		+ 1,140 (1,790) × 加算率	+ 1,110 (1,760) × 加算率		+ 131,850 (65,920)	+ 1,310 (650) × 加算率					+ 20,080 + 200 × 加算率
			乳児	190,330	187,410		+ 1,790 × 加算率	+ 1,760 × 加算率		+ 65,920	+ 650 × 加算率					

加算部分2

減価償却費加算 ⑬		賃借料加算 ⑭		⑮	⑯	⑰	⑱
加算額	標準都市部	加算額	標準都市部				
A地域 6,400	7,100	a地域 27,600	30,700	4,930	⑤(⑦) + ⑧ + ⑫) × 13/100	⑤(⑦) + ⑧ + ⑫) × 8/100	⑥(⑦~⑱) × 58/100
B地域 6,100	6,700	b地域 15,200	16,900				
C地域 5,800	6,400	c地域 13,200	14,700				
D地域 5,500	6,000	d地域 11,900	13,200				
A地域 2,700	2,900	a地域 13,700	15,300	2,050	⑤(⑦) + ⑧ + ⑫) × 11/100	⑤(⑦) + ⑧ + ⑫) × 8/100	⑥(⑦~⑱) × 82/100
B地域 2,500	2,800	b地域 7,600	8,400				
C地域 2,400	2,600	c地域 6,600	7,300				
D地域 2,300	2,500	d地域 5,900	6,500				
A地域 1,700	1,800	a地域 17,400	19,400	1,290	⑤(⑦) + ⑧ + ⑫) × 10/100	⑤(⑦) + ⑧ + ⑫) × 8/100	
B地域 1,600	1,700	b地域 9,600	10,700				
C地域 1,500	1,600	c地域 8,300	9,300				
D地域 1,400	1,600	d地域 7,500	8,300				

処遇改善等加算Ⅱ ⑲	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ一① 48,790 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ一② 6,100 × 人数B (算式2) A: 処遇改善等加算Ⅱ一① 48,790 ÷ 各月初日の利用子ども数 B: 処遇改善等加算Ⅱ一② 6,100 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
冷暖房費加算 ⑳	1級地 1,710 4級地 1,180 2級地 1,530 その他地域 110 3級地 1,510	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域: 1級地から4級地以外の地域
除雪費加算 ㉑	5,970	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉒	149,680 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉓	150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
米糞管理加算 ㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

※単価表全体や加算の要件等は内閣府HPを参照 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>